

○生駒市開発事業の適正化に関する条例 抜粋

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 13 号

(開発事業審議会を設置)

第9条 本市における開発事業について、市長の諮問に応じ、必要な調査研究を行い、良好な近隣関係の形成と秩序あるまちづくりの審議をするため、生駒市開発事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第10条 審議会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第13条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第14条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席等)

第15条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(建議)

第16条 審議会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、資料の収集、調査研究等を行い、市長に建議することができる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。